

提出 順	発言 順	受領年月日
		平成 年 月 日
		時 分

(枚中No.)

一 般 質 問 発 言 通 告 書

発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答	<input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁
通告時間	20	分
発 言 内 容		答弁を求める者
質問事項	M産業の一般廃棄物処理の適正化について	市長 市民生活部長

(具体的に記入して下さい。)

先頃、平成21年 一般廃棄物処理業の許可申請許可処分を取り消しを求めた行政裁判の判決が出たが、住民側は敗訴を受け控訴している。

判決文では、「一廃の処理量が極めて少ない」ことが、「著しい被害の恐れが無い」こととの条件であるように読み取れる。そうすると「今後も著しい被害の恐れが無い状態を保つ」ことが「一般廃棄物処理業の許可更新の条件」であり、一廃の処理量が極めて少なかったこれまでの状態が、将来にわたって維持されなければならないことになる。今後、許認可権者としての市の責任は一層重くなるものと考えられる。

そこで以下に質問する。

- 1、「一廃の処理量が極めて少ない」ことと、「著しい被害の恐れが無い」こととの関連性について、市の認識はどうか。
- 2、一廃の処理量を将来にわたって極めて少ない状態に維持することは可能か。
- 3、「今後も著しい被害の恐れが無い状態を保つ」ために、許認可権者としての市の責任をどう考えているか。

安曇野市議会議長 小松 洋一郎 様

上記のとおり、通告します。

2018年 6月 5日

安曇野市議会議員 小林 純子

Ⓜ